

令和5年（あ）第479号

異 議 申 立 書

令和 5年 8月 11日

最高裁判所第三小法廷 御中

本件の準強制わいせつ被告事件について、令和 5年 8月 8日付上告棄却決定に対し、次のとおり異議の申立をする。

申立の趣旨

最高裁判所が令和 5年 8月 8日になした上告棄却の決定は、これを取り消すとの決定を求める。

申立の理由

本件上告を棄却する理由として、「単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法 405 条の上告理由には当たらない」とだけ述べられています。

しかしながら、刑訴法 411 条「上告裁判所は、第 405 条各号に規定する事由がない場合であっても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

1. 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。
2. 刑の量定が著しく不当であること。
3. 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。
4. 再審の請求をすることができる場合に当たる事由があること。
5. 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。」

この刑訴法 411 条に触れていないということは、「判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認は何もない」「著しく正義に反すると認められるものは何もない」というのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

私は、一審から一貫して、原告女性の不自然で矛盾した言動を具体的に指摘してきましたが、裁判所は何ら反証することなく見て見ぬふりをしています。

控訴趣意書では、「これらの無罪と考えている理由に対し、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで反証していただき、被告の主張は不合理と公平な目を持つ第三者の誰もが理解すると私自身も理解できるなら、原告女性に謝罪することをお約束します」とお願いしました。にもかかわらず、「その他、弁護士及び被告人が種々主張するところに照らし、原審記録を調査しても、原判決が、準強制わいせつを認めたことは正当」とだけ述べ、一切の合理的な反証を避けています。

一審・控訴審含め、このような裁判所の姿勢は全く通常のものであり、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

控訴審の判決文において、原告女性の実際の言動を無視し、「抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な事情」として「性的サービスの提供を何らうかがわせていない本件店舗を初めて訪れ、ほぼ全裸に近い状態にある中、初対面の被告人と二人きりの状況下で被告人からマッサージの施術を受ける最中、明示的な承諾をすることなく本件わいせつ行為を受けた」と説明し、実質この 1 点を理由として有罪認定しています。このような狭い視野での机上の理論を根拠として有罪認定しても、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

しかしながら、原告女性が実際に行っている言動に当てはめて考えると、  
性的サービスをうたわない男性施術者のアロマサロンをインターネットで検索する  
⇒施術中、性的に感じていて「もっとしてほしい」と要望している姿を見せつける  
⇒拒絶行動を一切取らず、「いく・いっちゃん」と満足している姿を見せつける  
⇒施術後になって「同意・要望などしていない」とクレームして施術料金を踏み倒す

⇒踏み倒しが成功し、慰謝料も取ってやろうと企て、虚偽の被害届を提出する

⇒裁判では「もっとしてとか言っていない」「抗拒不能の状態だった」と主張する

⇒言い訳が難しい質問には「覚えてないです」「わかりません」とごまかす

すなわち、判決文にある「原告女性が抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な客観的事実」は、悪意の犯罪者が簡単に満たすことができる内容です。このような机上の理論を根拠として、「原告女性に悪意などない」と断言できる理由・根拠を一切示すことなく有罪認定しても、絶対に冤罪を生み出さず、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

実際、原告女性は、「性的快感を覚えたような態度をとった」と認めています。そして、後になってから「抗拒不能の状態だった」と主張し、500万円もの大金を申し立てている形です。すなわち、正に「美人局」に該当する悪意の犯罪行為にピッタリと当てはまっている形ですが、「原告女性に悪意などない」と断言できる理由・根拠を一切示すことなく、原告女性の証言を鵜呑みにして有罪認定しても、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

正直なところ、判決文に述べられた理論・思考回路では悪意の犯罪を幫助・促進することになり、冤罪を無数に生み出すはずですが。なぜなら、嘘の被害届を提出し、「もっとしてとか言っていない・抗拒不能だった」と主張し、重要ポイントで「覚えてないです・わかりません」とごまかせば、検察官も裁判官も詳細を吟味せずに証言を鵜呑みにしてくれるので簡単に大金を得られると裁判所が社会に公言している形です。したがって、社会秩序を守るという観点からも、「原告女性に悪意などない」と判断している理由・根拠を合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明する必要があるはずですが、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認など一切なく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

そして、詳細は上告趣意書に説明しましたので、ここでは簡単に要点のみを述べますが、原告女性は実際に、「常識的に考えて悪意があるとしか思えない」と誰もが感じるであろう不自然で矛盾した言動を無数に行っています。

### 1. 「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と事前に伝えていた点

私は施術開始前に「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と原告女性に伝えています。すなわち、原告女性は「変に抵抗したら逆上されて命が危ないと思った」といったように説明していますが、「そこは結構です」と告げても私が逆上などしないと理解していたということです。にもかかわらず、「施術開始前に説明を明示的に受けていたのに、そこは結構ですとどうして告げなかったのですか？」という点をなぜ原告女性に確認しないのでしょうか？「こんな重要部分を確認せずに有罪判決を下すなんて」と誰もが疑問に感じるはずですが、事実誤認などなく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

### 2. 「覚えてないです」と虚偽証言でごまかしている原告女性

私は右京警察及び京都地検での取り調べから一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術において、身体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、人に見られることが恥ずかしいはずの前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言しています。すなわち、「原告女性が同意・要望している」と私が判断できていた根幹部分ですが、どうして一切触れることを避けているのでしょうか？

しかも、原告女性は被害者尋問で、「鼠径部をもまれるときとかに自然と声が出るようなことは特になかったですか？」との質問に「ないと思います」と曖昧に回答し、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはないですか？」には「覚えてないです」と証言しています。しかしながら、性的に感じることなどなかったのであれば、「全くなかったです」と即答で完全否定できるはずで、覚えている・覚えていないとい

った話ではありません。すなわち、嘘を付いてごまかしているのは明らかですが、この根幹部分に一切触れずに有罪判決を下しても、冤罪は絶対に生まれず、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

### 3. 「当初は通常のマッサージの施術範囲が判別できなかった」とする判決文

施術範囲という言葉から「施術であれば許容できる」と理解できますが、胸・乳首・陰部などを触られることは、施術に限らずどんな場面でも、望んでいなければ絶対に許容できるはずはなく、「施術であっても嫌なものは嫌」と無条件に拒絶されるものです。

また、原告女性は「徐々に乳首に近づいてきていることが分かった」と証言しており、乳首を触られると予期していながら、どうして接触を待つのでしょうか？施術前に「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と伝えられていたにもかかわらず、この段階で「そこは結構です」と言わないのは明らかに不自然で不合理です。

そもそも、施術範囲の確認のために乳首への接触を待っていたとすれば、接触があった時点でどうするつもりだったのでしょうか？条件反射的な拒絶反応さえ全くないは、誰がどう考えても明らかに不自然で不合理と言うほかありませんが、この点を原告女性に確認しなくても、冤罪を生み出すことは絶対になく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

どんな場面でも絶対に許容できない乳首への接触を待つ理由があるとすれば、乳首を触られた事実を作った「施術料金の踏み倒し」という悪意であり、こう考えると、乳首への接触をわざわざ待つという不自然な行動を矛盾なく理解できます。

また、既に説明したように、原告女性の「覚えてないです」との証言から、「前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた」という合理的推論が成り立つ形です。すなわち、原告女性は既に性的興奮状態で、乳首や陰部への接触を待ち望んでいたということです。こう考えれば、条件反射的な拒絶反応さえ全くないというあり得ない状況も矛盾なく理解できる形ですが、これらに対して何ら反証せずに見ぬふりをして、冤罪を生み出すことは絶対になく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

#### 4. 口へのキスには抵抗し、陰部へのキスには抵抗しないという奇異な行動

一夜限りの恋といった場合、彼氏でもない男性との口へのキスは絶対に嫌と考える女性が多く、一般的にも広く知られる典型的な女性心理で、裁判官という立場にある人であれば、このような女性心理が存在することを当然ご存じのはずです。そして、乳首のキスには抵抗せず、口へのキスには顔を背けて抵抗し、陰部へのキスには足を閉じて抵抗しないという奇異な状況は、この典型的な女性心理が働いて一夜限りの恋を楽しんでいたとしか合理的に説明できる術はないはずです。

一方、判決文は、「施術用のブラジャー及びショーツのみを身に付けた状態」を理由にして「矛盾した言動とはいえない」と説明していますが、ブラとショーツのみの状態であれば、どうして口へのキスには顔を背けて抵抗できて、陰部へのキスには足を閉じて抵抗できないのでしょうか？「判決文とは思えない全く理論的ではない説明」と通常人の誰もが感じるはずですが、何ら事実誤認などしておらず、冤罪を生み出すことは絶対にないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

#### 5. 常軌を逸した説明で原告女性を擁護する判決文

「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」との原告女性の供述に対して判決文は擁護していますが、常軌を逸した説明と言うほかありません。なぜなら、「いく・いっちゃう」と性的に激しく感じている姿を見せれば、男の性的興奮度が高まるのは誰もが知る一般常識です。すなわち、早く終わることなどあり得ず、男の射精・挿入欲求を高める全く正反対の行動です。原告女性のこのようなあり得ない説明を京都地検の女性検察官も鵜呑みにできるはずはなく、「無罪はほぼ100%に近い」と不起訴にしており、当然の合理的な判断です。

実際、原告女性は被害者尋問において、「どうして早く終わることになるのか」との質問に「わかりません」とごまかしているのです。性的刺激を求めていないのに、男性の性的興奮度を高める行動を取る女性など存在せず、当然のことながら、原告女性もそれを理解しているはずです。しかしながら、原告女性は実際に自分がそのような行動してしまっており、愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽

しんでいた事実を認めるわけにもいかず、「わからないです」というあり得ない証言でごまかすしかできない状況に陥ったと誰もが強く推認できるはずです。

そもそも、「性的快感に満足している」と私に認識させることを意図して行動していたと原告女性が認めているのです。にもかかわらず、「同意の誤信など発生しない」と主張するのは全くもって矛盾しており、不合理と言うほかありません。

最高裁判所は、これらの原告女性の言動に対して本当に何の疑問も感じないのでしょうか？この誰もが簡単に気付くはずの不自然な言動に一切触れることなく有罪判決を下しても、冤罪を生み出すことなど絶対になく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

## 6. 抗拒不能状態のイメージとは全くかけ離れている原告女性の様子

女性が抵抗できない状況に陥っていると私が認識できるとすれば、「恐怖から何もできず、条件反射的にガタガタ震えながらじっとしているだけ」強姦されるといった場面であれば、「ガタガタ震えながら条件反射的に涙も流れ、悲しみや苦痛で自然と顔もゆがむ」このようなイメージで、恐らく、通常人の大多数が同じ感覚だと思います。そして、原告女性がこのような様子だったのであれば、抵抗していなくても明らかに拒絶していると優に認識できたはずで、この段階ですぐに中止していたと断言できます。

しかしながら、原告女性が「覚えてないです」とごまかしている胸周辺に至るまでの施術を含め、身体をくねらせたり、吐息やあえぎ声を漏らしたり、紙ショーツを脱がせることにも協力し、挿入されてしまう前の段階で「いく・いっちゃう」と発するなど、条件反射的な拒絶反応さえ全く見受けられず、同意・要望していないことを伺わせる挙動は一切ありません。すなわち、私が認識していたのは、上述した抗拒不能状態のイメージとは全く異なり、性的快感を楽しんでいるとしか思えない姿です。したがって、当然同意している、むしろ性的なサービスに満足してくれていると考えるのが普通であり、「同意していない・抗拒不能の状態」との考えが思い浮かぶことなど、常識的に考えてあり得ません。ましてや、原告女性は、「性的快感に満足している」と私に

認識させることを意図して行動していたと認めているわけで、抗拒不能状態と認識できる人など皆無と断言して差し支えないはずで。

そもそも、「身体を触られたくない」というのが最重要のはずなのに、自分から積極的に触らせ、見られるのが恥ずかしいはずの性的に激しく感じている姿を自分から積極的に見せ、怖くて声を出せない状態とは全く異なり、「いく・いっちゃう」と声を出しているなんて、抗拒不能状態とは明らかに矛盾していると誰もが感じるはずで。

しかしながら、最高裁判所は、「この状況を目にした人の99.9%以上が明らかに抗拒不能状態と理解する」と本当にお考えなのでしょうか？この誰もが気付く不自然な言動に一切触れることなく有罪認定しても、冤罪を生み出すことは絶対になく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

#### **7. 抗拒不能状態だったとは到底思えない原告女性の施術後の様子**

原告女性は「命の危険を感じながら40分もわいせつ行為を耐え続けた」と説明しています。しかしながら、それが事実なら、施術終了後の精神的疲労は極限状態で、茫然自失といった状態になるはずですが、ショックを受けているような様子は一切見受けられず、長い時間をかけてネックレスをつけるなどおしゃれを楽しむ様子させ伺うことができ、誰もが強く矛盾を感じるはずで。しかしながら、この状況に対して見て見ぬふりをして、冤罪を生み出す事実誤認など絶対になく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

#### **8. 命の危険など感じていなかったとしか考えられない原告女性の行動**

施術後も「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」という状況は何も変わっておらず、服を着たからといって命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人など存在するはずがありません。そもそも、そんな行動ができるのであれば、抗拒不能といった状態になるはずがなく、人間心理として明らかに矛盾しています。

一方、判決文は、「何があっても玄関まで走って逃げ切れるので、服を着た後の行動として矛盾していない」と述べていますが、通常人の誰もがこの説明に納得すると

最高裁判所は本当にお考えなのでしょうか？では、コンビニ強盗に襲われた店員は、なぜ出口まで走って逃げないのでしょうか？刺されたりせずに逃げ切れるかどうかは服の着用など全く関係ないと誰もが簡単に理解できることです。

そもそも、施術用のブラジャー・ショーツという姿は、ある意味、水着と同様の姿です。「水着姿と同様の姿を見られるくらいなら、わいせつ行為を受け入れて、性的快感に満足している姿を見せて早く終わらせよう」なんて考える女性が存在すると最高裁判所は本当にお考えなのでしょうか？

そして、コンビニ強盗の例に当てはめればわかるように、命の危険を感じる世界に自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人など存在するはずがありません。それができるということは、「命の危険など感じていないから」と誰でも簡単に理解できることです。したがって、「他に誰もいない密室で変に抵抗したら命が危ない」という証言も嘘ということになり、抗拒不能だったというのも嘘の作り話と言うほかありません。しかしながら、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認など一切なく、冤罪を生み出すことも絶対にあり得ず、何ら著しく正義に反するものでもないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

## 9. 私が団子理屈を無理矢理こねまわしているのではないことの証明

京都地検の女性検事・右京警察の女性刑事という立場にある女性が女性の目で見るとの判断として、「無罪はほぼ 100%に近い」「現場マンションで今後もマッサージを続けたら？」と発言し、当時の原告女性の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めているのです。常識的に考えて、私と同様に理解しているからこそ出てくる極めて踏み込んだ発言としか考えられません。なお、私の国選弁護人も、客観的な目で見たとの見解として、「無罪が出ると思う」「なんか変な判決が下されている」「無罪と考えている理由に対してどうして何も反論しないのか」「こんな形で有罪にされたらたまったもんじゃない」といったように述べています。これらの事実から考えて、「原告女性は明らかに不自然で矛盾した言動を無数に行っている」と通常人の誰もが理解すると簡単に想像できるはずで

しかしながら、最高裁判所の見解は、判決文に述べられた「原告女性が抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な客観的事実」は異論を挟む余地のない絶対的なもので、京都地検の女性検事・右京警察の女性刑事・当時の原告女性の代理人弁護士・私の国選弁護人の考えが明らかに不合理であり、冤罪を生み出すことは絶対になく、何ら著しく正義に反しないという理解で間違いないでしょうか？

#### 10. 裁判官の経験を振り返って、このような被害者が存在したのでしょうか？

原告女性は、嘘の被害届を提出し、被害者尋問で「本当にあったことを全てこの裁判の上で全部述べたい」と自分から積極的に宣誓した直後にも、「覚えてないです」「わからないです」などさらなるごまかしの虚偽証言を行っています。さらには、刑事訴訟の被害者尋問で明確に説明していたにもかかわらず、民事訴訟では「不知=そんなこと知らない」と証言しています。正に「犯人」が事実をごまかしたい時の行為であり、嘘を付いてごまかそうという悪意がなければ絶対に発生しないと通常人の誰もが理解するはずですが、換言すれば、真摯な姿勢で裁判に臨んでいる人にこのような虚偽証言が発生することは絶対にあり得ず、無数に発生している不自然で矛盾した原告女性の言動に信憑性が全くないことの証明と言うほかありません。

裁判官としてのこれまでの経験を振り返って、被害者の中にこのような人が存在したのでしょうか？こんなことをする人は、どう考えても全く信用できないと通常人の誰もが感じるはずですが、このような状況にもかかわらず、私が無罪と考えている理由・根拠に対して何ら反証することなく、「原告女性に悪意などない」と断言できる理由・根拠を一切示すことなく有罪認定しても、絶対に冤罪は生み出さず、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないでしょうか？

#### 11. 何とでも言える話ばかりの原告女性の主張

原告女性の主張は、本当のことなのか、嘘の作り話なのか、原告女性以外に誰も判断できません。だからこそ、なおさら、真実を見極めるために原告女性の現場での実際の言動に注目し、私が実際に目にしていた状況に基づいて詳細に分析しなければ

ならないはずですが。しかしながら、正直なところ、原告女性の話を否定するものは意図的にすべて排除しようとしているとしか思えません。

最高裁判所の裁判官として、「原告女性の行動は全く不自然ではないと通常人の99.9%以上が理解する」と本当にお考えなのでしょうか？「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認など絶対にしていない」と国民に向けて胸を張って断言できるというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

最後のまとめとして、

私は、原告女性のように「覚えてないです」「わかりません」「不知」といった言葉で隠したりごまかしたり嘘を付いたりせず、正直に話してきました。そして、既に説明した女性検事・女性刑事・原告女性の当時の代理人弁護士・私の代理人弁護士の客観的な見解から考えても、「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得る場合にのみ有罪認定を可能とする」というルールに反している判決であり、「10人の真犯人を逃すとも1人の無辜を罰するなかれ」「疑わしきは罰せず」という大原則に反していると言うほかないというのが私の正直な意見です。

したがって、たとえ収監されようとも、私の残りの人生をすべてかけて、このような判決が下されている事実をあらゆる手段を使って国民に向けて伝えなければならぬと考えています。そこで、再度の確認ですが、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認など一切なく、冤罪を生み出すことも絶対になく、何ら著しく正義に反しないというのが最高裁判所の見解と理解して間違いないのでしょうか？

恐らく、「異議申し立てを棄却する」との一文で終わると想像していますが、上述した最高裁判所の見解に対する私の理解に間違いがなければこの一文でも結構です。しかしながら、もし私の理解に間違いがあるのであれば、反省を促すという意味からも、具体的に詳細を説明していただくようお願い致します。それを受けて、最高裁判所の見解をあらゆる手段を使って国民に向けて正確に伝えます。

以上